

にある未復員者と同様の実情にある者、すなわち特別未帰還者に対しては「特別未帰還者給与法」が適用され、本人に対する俸給および扶養手当が一定の親族に支払われており、また旧外地職員等未帰還職員に対しては、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づく人事院規則9—9が適用され、一定の親族に対して俸給および扶養手当が支払われていた。しかし、終戦後相当の年月を経過し、種々不都合も生じているので、従来の法律を廃止または改正し、留守家族そのものを対象とし、より実情に即した援護を行うこととしたものである。

(2) 援護の内容および経過の概要

ア 未帰還者の範囲

この法律にいう未帰還者とは、次のような者であって、日本国籍を有するものである。

(ア) もとの陸海軍に属していた者（もとの陸海軍から俸給、給料またはこれに相当する給与を受けていなかった者を除く）であって、まだ復員していない者

(イ) 未復員者以外の者であって、昭和20年8月9日以後、ソ連、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満洲または中国本土の地域内において昭和20年8月9日以後生存していたと認めらるに足る資料があるものであり、自己意志により帰還しないと認められる者および昭和20年9月2日以後に自己意志により本邦にあった者は除かれる。上記の生存していたと認めらるに足る資料とは未帰還者の生存に関し、その事実を明らかにすることができる本人または本人以外の者からの通信あるいは帰還者の証言等である。

(ウ) 日本国との平和条約第11条による裁判により拘禁されている者、および同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者でその拘禁を解かれまだ帰還していない者である。

イ 留守家族

この法律において留守家族とは、未帰還者の配偶者（事実上婚姻関係にあった者を含む）、子、父母、孫および祖父母で本邦に住所を有するものである。

ウ 留守家族手当

留守家族手当は、過去7年以内の生存資料のある未帰還者で、その者が帰還しているとすれば主としてその未帰還者により生計を維持していると認められる場合であって、かつ未帰還者の夫、子、父母、孫または祖父母については次のような条件に該当することが必要である。

夫については不具廃疾であること。

子については18歳未満であること。または不具廃疾であること。

父母については、60歳以上であること、不具廃疾であること、または配偶者がなく、且つ扶養する直系血族がないこと。

孫については、18歳未満であること、または不具廃疾であること。

祖父母については、60歳以上であること、または不具廃疾であること。

エ 留守家族手当の額

支給額は月に13,080円で、留守家族が2人ある場合は13,680円、3人以上ある場合は13,680円に、留守家族2人を除いた者1人につき400円を加える。

オ 帰国者の援護

昭和33年11月に舞鶴引揚援護局が閉局になったことにより、集団引揚げは全面的に終了し、以後帰国を希望する未帰還者については、個別引揚げの方法により援護が行われており、帰郷旅費として上陸地から帰郷地までの乗車券、急行券の外、距離に応じて1,000円から3,000円の旅費が支給される。また、外地居住地から上陸までの旅費については本人から日本赤十字社に出发予定日等を通知することにより、日赤から本人に送金される。

未帰還者が、公務上の疾病あるいは身体の障害を負って帰還した者には、戦傷病者特別援護法による療養の給付、あるいは戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害一時金の支給が行なわれる。

カ 葬祭料の支給

未帰還者の死亡の事実が判明した場合は、その遺族に対して葬祭料として1万円を支給する。

キ 遺骨引取経費の支給

未帰還者のうち、未復員者、ソ連邦地域内の未復元と同様の実情にある者および日本との平和条約第11条の裁判により拘禁されている者や、同裁判により外地において拘禁されその拘禁を解かれまだ帰還していない者等で、死亡の事実が判明した場合は、その遺族に対して3,500円を支給する。

(3) 処理の状況

昭和34年当時における未帰還者数は513人であったが、その後、帰還10人、死亡120人、戦時死亡宣告351人、自己意志により帰還しない者17人、その他41人と合計539人の減となった。しかし、新たに未帰還者としては握した者等が107人あり、結局現在（昭和46年6月）の未帰還者は84名である。

4 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

（昭和31年法律第177号）

(1) 法の趣旨

本邦等において負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した旧軍人または旧準軍人に対する扶助料および遺族年金については、この法律の定める特例によるほか、恩給法（大正12年法律第48号）および戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）の定めるところによる。

(2) 援護の内容および経過

旧軍人または旧準軍人が昭和16年12月8日から昭和20年11月30日（昭和20年9月2日以後引き続き海外にあって復員した者については、その復員の日）までの間に本邦その他政令で定める地域における在職期間内において、その職務に関連して負傷し、または疾病にかかり、その在職期間内または在職期間経過後にこれにより死亡したもので、厚生大臣が、戦傷病者戦没者遺族等援護法により、公務に起因する死亡とみなして弔慰金の裁定をした場合は、その遺族には、戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に規定する遺族とみなして、特例扶助料または特例遺族年金が給される。

イ 特例扶助料の基本年額は、普通恩給年額の10分の5に、旧軍人又は旧準軍人の階級に応じて定めた倍率を乗じて得た額であって、扶助料を受ける者に扶養遺族があるときは、1人に限り7,200円、その他1人につき4,800円が加給される。

ロ 特例遺族年金の額は、戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項第1号に掲げる遺族に給され

る遺族年金の額の10分の6に相当する額とする。

改正の経過

法律	改正の内容	適用年月日
昭和37年 法律第177号	1 営内に居住すべき旧軍人が昭16.12.8～昭20.9.1の間に本邦等における在職期間内に職務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、在職期間又は退職後1年（結核性疾患、精神病は3年）以内にこれにより死亡した場合は特例扶助料が支給される。	昭 32. 1. 1
昭和36年 法律第119号	1 本邦等において死亡した準軍人にも適用することとし給与条件が緩和された。	昭 36. 10. 1
昭和38年 法律第159号	1 退職後死亡した場合は1年（結核、精神病は3年）以内であったものを2年（結核、精神病は6年）に延長された。	昭 36. 10. 1
昭和39年 法律第159号	1 従来職務関連傷病は昭20.9.1以前の傷病に限られていたが、内地は昭20.11.30まで、外地は復員するまでの在職期間でもよいこととする。	昭 39. 10. 1
昭和41年 法律第121号	1 「営内に居住すべき者」昭19.1.1以前の負傷又は疾病については職務関連顕著であること」の二要件を撤廃して、支給条件が拡大された。	昭 41. 10. 1
昭和42年 法律第83号	1 退職後死亡した場合2年（結核、精神病は6年）以内であったものを4年（結核、精神病は12年）に延長された。	昭 42. 10. 1
昭和44年 法律第91号	1 退職後死亡した場合4年（結核、精神病は12年）の制限を廃止する。	昭 44. 10. 1

(3) 処理状況

第3-17表 特例扶助料年度別処理状況

年度	39年度 まで	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	計
件数	691	21	28	70	85	30	925

5 引揚者給付金等支給法

(昭和32年法律第109号)

(1) 法律の趣旨

過ぐる大戦の終結により、きわめて多数の同胞がその生活の本拠である外地からほとんど無一物となって引き揚げ、地縁、人縁の乏しい内地で生活の再建を図らねばならなくなったが、その途上には多大の障害があったことおよびその障害は、内地における戦災者に比してその再起更生には、当時終戦後における国内の各般社会経済状態からも一層大なるものがあつた。国はこうした事実に着目し、引揚者給付金を支給することとした。遺族給付金については、引揚前外地において死亡したものは、終戦に伴い日本の国権がおよばなくなった外地において、その保護を受けることもなく混乱した事態の下で死亡したものであり、その遺族に対し措置を講ずることとした。また、引揚者が引揚後にこの法律の適用前、すなわち、昭和32年3月31日までに死亡した場合で、その死亡の時の年齢が20歳以上であるときは、その本人が多くの障害の下で再起を図らねばならなかったうえに、その遺族

は、世帯の中心となる者を失い、再起更生には多大の障害があることが考えられる。これが遺族給付金を支給する理由である。

(2) 援護の内容および経過の概要

○本法にいう「引揚者」とは次の要件を具備している者である。

ア 外地に終戦時（昭和20年8月15日）まで、引き続き6カ月以上生活の本拠を有しており、終戦後本邦に引き揚げたものであること。ただし、満洲開拓民ならびに日本国政府の命令または要請により外地に生活本拠を有するに至ったと厚生大臣の認める者（具体的には軍需工場の生産を維持するために本土空襲を避け大陸に移設した工場施設の従業員と家族）は、在外期間が6カ月未満でもよいこと。

イ ソ連の参戦地域である満洲、北鮮、樺太、千島等に生活本拠を有していた邦人は、昭和20年8月9日ソ連の参戦により、これらの地域から撤退し終戦日前の昭和20年8月14日までに引き揚げた者があり、これは該当するものであること。

ウ 昭和20年8月15日まで外地に6カ月以上生活本拠を有しており、公用、社用、商用その他墓参、冠婚、葬祭等のために本邦に来ており、終戦によって外地にもどることができなくなったものであること。

エ 昭和20年8月15日には外地に在り、その後本邦に引き揚げる意志をもちながら終戦に伴う外国官憲による抑留、交通の杜絶等によりやむを得ず外地に残留し、昭和27年4月29日以後に引き揚げた者であること。この場合は外地に6カ月以上生活本拠を有していたか否かは問はない。

オ 日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和18年10月1日まで引き続き6カ月以上生活の本拠を有していた者、あるいはフィリピン諸島に昭和16年12月8日まで6カ月以上生活本拠を有していた者、もとの蘭領東印度諸島、もとの英領マレイ半島英領ボルネオに昭和16年8月1日まで6カ月以上生活の本拠を有しており、政府要請により終戦日前に引き揚げた者であること。

○遺族給付金については、次に掲げる者の遺族に支給される。

ア 昭和20年8月15日において外地にあつた者で、終戦に伴って発生した社会情勢の変化により引き揚げざるを得なくなり、本邦に引き揚げる前に外地で死亡した者、または、終戦により発生した事態により引き続き外地に残留を余儀なくされている間に外地で死亡したもの。

イ 昭和20年8月9日に外地にあつた者で、ソ連の参戦により本邦に引き揚げることを余儀なくされ、昭和20年8月14日以前に外地で死亡したもの。

ウ 日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和18年10月1日において同地にあつた者、または昭和16年12月8日にフィリピン諸島、昭和16年8月1日にもとの蘭領東印度諸島、もとの英領マレイ半島英領ボルネオにあつた者で、日本政府の要請、外国官憲の命令により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至った後に引き続き外地にあって昭和20年8月14日以前に死亡したもの。

エ 引揚者に該当する者で昭和32年3月31日以前に死亡し、その死亡当時の年齢が20歳以上であつたもの。

○遺族給付金を受けることのできる遺族の範囲は次のとおりである。

ア 死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母ならびに昭和20年8月15日当時その死亡した

者によって生計を維持し、または生計をともにしていた孫、祖父母および兄弟姉妹である。しかし、実際に遺族給付金を受けられる者はこの範囲に示したすべての人ではなく順位を定めている。

○遺族給付金を受けることのできる遺族の順位は、次のとおりである。

ア 配偶者 ただし死亡者の2親等内の血族（以下遺族という）以外の者と婚姻した場合および昭和32年4月1日において遺族以外の者の養子となっている者を除く。

イ 子 昭和32年4月1日において遺族以外の者の養子となっている者は除く。

ウ 父母 昭和20年8月15日において死亡した者によって生計を維持し、またはその者と生活をともにしていた者を先にし、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

エ 孫 昭和32年4月1日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。

オ 祖父母 同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

カ 兄弟姉妹 昭和32年4月1日において、遺族以外の者の養子となっている者は除く。

上記いずれの遺族にも該当者がいない場合には次の順位により受給できる。

ア 死亡者の子で、遺族以外の者の養子となっている者

イ 死亡者の孫で、遺族以外の者の養子となっている者

ウ 死亡者の兄弟姉妹で、遺族以外の者の養子となっている者

エ 死亡者の配偶者で、遺族以外の者と婚姻した者

○引揚者給付金の額

引揚者の昭和20年8月15日における年齢により次の表の額とし、10年償還の国債により交付する。

年 齢	引揚者給付金の額
50歳以上	28,000円
30歳以上50歳未満	20,000円
18歳以上30歳未満	15,000円
18歳未満	7,000円

○引揚者給付金を受給できない者

昭和31年分の所得税額が88,200円を超える者については、その者および配偶者には引揚給付金を支給しない。夫婦とともに所得税がある場合はその合計が88,200円を超えるものには支給しない。

○遺族給付金の額

死亡した者1人につき次に定める額とし、10年償還の国債により交付する。

昭和20年8月15日に外地にあって、引き揚げる前に死亡した者は、昭和20年8月15日における年齢により、また、ソ連参戦により昭和20年8月9日から14日までの間に外地で死亡した者および南洋群島その他政令で定める地域にあって昭和20年8月14日以前に外地で死亡した者は、死亡時の年齢により定めた次の表による。

年 齢	遺族給付金の額
18歳以上	28,000円
18歳未満	15,000円

本邦に引き揚げてから昭和32年3月31日以前に死亡した者で、死亡した当時の年齢が20歳以上であった者は、その者の昭和20年8月15日の年齢により次の表の額とする。

年 齢	遺族給付金の額
50歳以上	28,000円
30歳以上50歳未満	20,000円
18歳以上30歳未満	15,000円
18歳未満	7,000円

○遺族給付金を受けることができない者

所得税額が昭和31年において88,200円をこえる者およびその配偶者。ただし、昭和29年から31年までの各年分の平均が88,200円に満たない場合は認められる。

死亡した者について、戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族年金または弔慰金その他遺族給付金に類する給付を受けることができる場合、その遺族には支給しない。

法の沿革

制定公布 昭和32年5月17日 法律第109号（基本法）

改 正 昭和35年5月16日 法律第82号（期間1年延長）

改 正 昭和36年5月15日 法律第84号（期間2年延長、南方地域からの終戦前引揚者）

改 正 昭和37年5月10日 法律第115号（6カ月未満の外地出生者。引揚後死亡時の年齢25歳以上を20歳以上に拡大し遺族給付金を支給。日本国政府の命令による外地渡航者。）

○時効について

引揚者給付金または遺族給付金を受ける権利は6年間行なわれないときは時効により消滅する。したがって請求期限は次のとおりとなっている。昭和20年8月15日以前引揚者

一般の引揚者（法律第109号） 昭和38年5月16日、以後引揚後6年間

南方地域からの終戦前引揚者（法律第84号）昭和42年5月14日

6カ月未満の外地出生者等（法律第115号）昭和43年5月9日

(3) 処理状況

第3-18表 引揚給付金等受付処理状況

	受 付			処 理						認定人員					
	管内本籍		管外本籍 合計	他県 送付	取下	認 定			可 決 人	却 下 人					
	管内居住	管外居住				管内居住	管外居住	合計							
引揚給付金	9,412	5,049	14,461	4,616	19,077	4,616	83	9,306(7)	73	4,980(6)	32	14,286(13)	105	28,418	129
遺族給付金	3,007	1,125	4,132	1,070	5,202	1,067	50	2,914	49	1,107	15	4,021	64	4,021	64
計	12,419	6,174	18,593	5,686	24,279	5,683	133	12,220(7)	122	6,087(6)	47	18,307(13)	169	32,439	193

6 未帰還者に関する特別措置法

(昭和34年法律第7号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、未帰還者のうち、国がその状況について調査究明した結果、なお、これを明らかにすることのできない者について、特別の措置を講じようという趣旨により制定されたものであり、未帰還者の大多数は終戦前後の混乱期に消息を絶ち、今後調査究明を行なってもこれ以上はその状況を明らかにすることができない実情にかんがみ、留守家族の心情を斟酌のうえ、厚生大臣が民法第30条の宣告の請求を行ない得ることとともに、その遺族に対しては弔慰料を支給する等、特別の措置を講じようとするものである。

(2) 援護の内容および経過の概要

ア 民法第30条の宣告の請求等の特例

未帰還者について、今後さらに調査究明を行なっても、これ以上その状況を明らかにすることのできないものは、未帰還者の留守家族の意向を尊重し同意を得たうえで、本籍地の都道府県知事が戦時死亡宣告の審判申立を行なうことができる。

イ 弔慰料の支給

未帰還者が戦時死亡宣告を受けたときは、その遺族に対して弔慰料として一時金が支給される。この弔慰料の額は、公務死亡とみなされる場合は2万円、非公務死亡とみなされる場合は3万円である。

ウ 邦人で公務死亡とみなされる者は、昭和20年8月9日以降にソ連関係地域における最終消息のあったものであり、次のような事情のものである。

(ア) ソ連軍または現地軍等に拉致、拘留、受刑、入監、軍機関等への強制留用が明らかなもの

(イ) ソ連軍、現地軍等の襲撃、暴行を受けたことが明らかなもの

(ウ) 満洲、関東州、北鮮、中国本土において昭和21年12月31日以前の最終資料のあるもの

(エ) ソ連邦内に最終消息のあるもの

エ 公務死亡見込とできないものは次のような事情のものである。

(ア) 私闘、麻薬中毒等、飲酒泥酔、その他の非行により受傷し死亡したと推測されるもの

(イ) ソ連邦内の地域において、昭和25年1月1日以降通常な社会生活に入っていたことが明らかなもの

(ウ) ソ連邦以外の地域にあっては、昭和21年1月1日以降通常な社会生活に入ったことが明らかなもの

オ 弔慰料の支給を受けることのできる遺族の範囲

遺族の範囲は、戦時死亡宣告によって未帰還者が死亡したとみなされる日におけるその者の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の3親等内の親族である。

カ 遺族の順位

配偶者 この法にいう遺族以外の者と婚姻し、または遺族以外の者の養子となった者は除く。

子 遺族以外の者の養子となっている者は除く。

父 母

孫 遺族以外の者の養子となっている者は除く。

祖 父 母

兄弟姉妹 遺族以外の者の養子となっている者は除く。

以上の順位により受給できるが、先順位者がいない場合には、上記の順位から除かれている者でも受給できる。

(3) 処理状況

未帰還者に対する消息の調査は、本人の行動に関しその経緯をたどり生死に関してできる限り確実な資料を得、その最終状況を明らかにすることを目的として行なわれている。

昭和34年4月1日この法律の施行当時には513名の未帰還者があったが次表に示すような経緯により、昭和46年3月末には81名となっている。

第3-19表 未帰還者の推移

	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	計
減	1	3		2	1		3						10
死亡告知	48	24	9	13	3	5	6	5	2	1	2	2	120
戦時死亡宣告		80	64	93	55	33	5	2	2	3	8	6	351
失踪宣告				1									1
自己意志不帰	1			9				1	2		4		17
対象外	2	3											5
誤把握削除	1	1	3	1	1								7
転籍(出)	8			1						3			12
その他	4	5	4	1		1	1						16
計	65	116	80	121	60	39	15	8	6	7	14	8	539
増													
新把握	22	10	7	11	8	8	2	1	3	4	3	4	83
失踪宣告取消	1		2	1									4
転籍(入)	1		3		2								6
その他	4	3	4	1		1	1						14
計	28	13	16	13	10	9	3	1	3	4	3	4	107

上記の表により、未帰還者数は513名であったが過去11年間において、新把握等によって107名の追加となり、また戦時死亡宣告等によって539名が減少となったため、現在81名となっている。

ア 地域別未帰還者の状況

(昭和46年3月末現在)

	ソ連関係		北 鮮	中 共	南 方	計
	ソ連・外蒙	千島・樺太				
実人員	1	5	1	74	0	81人
構成比	1.2	6.2	1.2	91.4		100.0%

イ 身分別未帰還者の状況

	陸軍軍人	海軍軍人	邦人	計
実人員	5	—	76	81人
構成比	6.3		93.7	100.0%

ウ 年齢（終戦時）および男女別未帰還者の状況

	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	計
男	7	15	3	—	4	3	1	1	—	1	1	36
女	9	11	5	4	5	6	5	—	—	—	—	45
計	16	26	8	4	9	9	6	1	—	1	1	81

(4) 留守家族等の実態について

昭和45年10月に未帰還者の留守家族実態調査を行なったが、この調査は厚生省援護局主管により調査票を留守家族に配布し、アンケート方式をもって調査したものである。

ア 留守家族の構成

子2名、父母18名、祖父母6名、兄弟姉妹84名、その他135名、計245名となっている。

イ 戦時死亡宣告の処理についての意向

- 死亡処理に同意する。 9件
- 死亡処理には同意できない。 19件
- 調査を続行してもこれ以上は状況を明らかにできない場合には同意する。 9件
- 調査を続行し最後の状況を明らかにして欲しい。 28件

以上のように調査の続行を希望するものが圧倒的に多いことを示している。

これをさらに行方不明のもの37件についてみると次のとおりである。

- 死亡処理に同意する。 7件
この7件は資料の内容からみると行方不明になった当時の状況から判断して、おそらく死亡したのではないと思われるものが多く、留守家族の精神的な理由、たとえば留守担当者が生存している間に祭祀を行ない安心したいというのがこれに次いでいる。

- 死亡処理に同意できない。 11件
この11件は、引揚げる時に中国人に養育を頼んできたもので、死亡したとは思われないから、調査を続けて欲しいのが大部分である。

- 過去7年以内の生存資料はあるが調査を続けてもこれ以上の状況を明らかにできない場合は同意する。 3件

この3件は、生存しているかもしれないと思われるもので、32年、36年頃までの消息があったものである。

- 生存資料はないが調査を続け、最後の状況を明らかにして欲しい。 16件
これは中国人に養育を頼んできたものが大部分である。

ウ 死亡認定の処理について

死亡が確認された場合留守家族としてどのように考えているかとの問に対する回答は次のようにな

っている。

- 死亡認定の処理を進め葬祭を行ないたい。 30件

- 死亡処理に同意できない。 6件

行方不明者の場合前者（同意）は19件、後者（同意できない）は5件となっている。また過去7年以内の生存資料のあるものについては、前者は11件、後者は1件である。死亡が確認された場合は死亡処理することが当然と考えられるが、行方不明者の留守家族で同意できないというものが5件あるということは、肉親を殺すことを承認するようなものであり、死亡処理の同意はできないというのが主な理由で、特に兄弟姉妹の関係にあるものはその意志が強いと思われる。

エ 恩給等の受給状況

未帰還公務員の恩給、給料、手当等を受けているものが1件あり、未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当である。

オ 未帰還者と留守家族との生計関係

未帰還者が現在帰還していたとすれば、留守家族が主としてその者の収入により生計を維持する（生計を共にする）ことになるかとの問に対し、生計を共にすると答えたものが6件あり、続柄をみると子1件、母3件、兄弟姉妹2件となっている。

カ 生存残留者の意向についての状況は次のとおりである。

- 帰国を希望しているもの。 11件

これらの希望者は中国人と結婚しているため、家庭の事情により帰国できないもの、まだ帰国手続きをしていないもの等である。

- 帰国手続きの済んでいるもの。 4件

- 帰国意志不明のもの。 14件

これらのものは中国人と結婚し子供も2、3人あり、帰国しないであろうと判断されるものがほとんどである。

- 残留を希望しているもの。 7件

前記と同様の事情にあるものであり、特に兄弟姉妹がともに残留しているものである。

キ 生存残留者に対する留守家族の意向

- 残留者が帰国した場合は心よく受け入れる。 16件
- 一時的には受け入れるが、就職等の世話をして欲しい。 21件
- 受け入れは困難である。 2件

以上のように帰国した場合は受け入れるものが大部分であるが、戦後26年余の隔りがあり帰国後の生活について憂慮していることがうかがわれる。

- 未帰還者の対象外としてよい。 11件

この件数は残留希望の7件を上回っているが、現地で健全な生活をしているであろうと思われる未帰還者が主である。

- 帰国意志を確認のため現地通信を行なう。 13件

終戦当時現地人に預けられ、兄弟姉妹がともに残留しているもので、中国人と結婚し子供も2、

3人あるものである。

○現地通信はできないもの。 5件

現地通信をしたが回答がないというものであり、居所の変更かあるいは死亡したか判断のつきかねる状況のものである。

第3-20表 未帰還者留守宅調査表 (昭和45年10月)

		過去7年以内の生存資料のあるもの	左記以外のもの(行方不明)	計	
留守家族の構成	子	1	1	2	
	父 母	5	13	18	
	祖 父 母	3	3	6	
	兄 弟 姉 妹	43	41	84	
	そ の 他	61	74	135	
戦時死亡宣告	同意する	2	7	9	
	同意しない	8	11	19	
	判明しない時は同意	3	6	9	
	調査を続けて欲しい	12	16	28	
死亡認定	死亡確認の場合は同意	11	19	30	
	確認されても同意しない	1	5	6	
恩給手当等の受給		1		1	
生計関係	共にする	6		6	
	共にしない	36	31	67	
生存残留者について	帰国を希望	10	1	11	
	帰国手続き済	4		4	
	帰国意志不明	12	2	14	
	残留希望	3	4	7	
	帰国	受け入れる	10	6	16
		受け入れるが就職依頼	17	4	21
		受け入れ困難	1		1
		受け入れ不能	1		1
	未帰還者の対象外としてよい	7	4	11	
	帰国意志確認のため現通する	11	2	13	
残留希望でも調査して欲しい	1		1		
現通不能	4	1	5		

7 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和38年法律第61号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、戦没者等の妻が、特別の事情のもとに置かれたという観点から、国が「特別の慰藉」を行なうため、特別給付金を支給しようとするものである。

(2) 概 要

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、または疾病に

かかり、これにより死亡した者の妻であったことにより、昭和38年4月1日において、もとの軍人(準軍人を含む)もしくはもとの軍属にかかる公務扶助料、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金、もとの陸軍もしくは海軍の雇傭人等にかかる旧令共済殉職年金、またはもとの陸軍もしくは海軍に配属された雇傭人にかかる郵政省共済組合、国鉄共済組合、もしくは日本電信電話公社共済組合から支給される殉職年金を受ける権利を有する者に支給される。

したがって、昭和38年4月1日現在において、上記の給付を受けている妻はもとより、同日以後に、同日前から上記の給付を受ける権利を有することの裁定を受けることとなる妻にも特別給付金が支給されるものであり、昭和38年4月1日前にその者が死亡、婚姻等により上記の給付を受ける権利を失っている妻には特別給付金は支給されない。

特別給付金の額は20万円とし、10年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付される。

特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者が死亡前に特別給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができる。

なお、本法制定後において、戦傷病者戦没者遺族等援護法および旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の改正により、特例扶助料、遺族年金、特例遺族年金、遺族給与金を受ける権利を取得した戦没者等の妻に対しても特別給付金を支給することに逐年法律改正が行なわれている。

この法律により特別給付金を受ける権利は、3年間行なわれないときは時効によって消滅するものであり、裁定事務に関しては厚生大臣に属する権限を政令の定めるところにより、死亡した者の死亡当時における本籍地都道府県知事(旧国家総動員法にもとづく被徴用者等の場合はその者の死亡の原因となった傷病の生じた当時配置され、または出動していた工場、事業場等の所在地都道府県知事)が委任を受け、その事務を行なうものである。

(3) 処 理 状 況

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法は、昭和38年3月31日法律第61号をもって公布され同年4月1日から施行されたものであるが、この法律の適用を受けるものは、昭和12年7月7日以後に死亡した者の妻(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)であったことにより、昭和38年4月1日において、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律、国家公務員共済組合法、および公共企業体職員等共済組合法等の支給する年金たる給付のうち、公務による死亡を支給事由とする年金を受けている者に特別給付金が支給される。したがって戦傷病者のうち増加恩給受給者、または障害年金受給者が支給事由である公務傷病以外の事由により死亡し年金たる給付を受けている死亡した者の妻は、この法律の適用を受けることができない。

なお、基準日(昭和38年4月1日)において、年金たる給付を受けている死亡した者の妻が事実上婚姻関係と同様の事情にあるときは、基本法にもとづく年金たる給付を受ける権利について、その存否の確認を受け、存権者については特別給付金が支給される。

本法制定当時において、特別給付金の請求権を有するものと思われるいわゆる対象数を7,000件と推定し本法の趣旨にかんがみ、早急の処理を別途とし市町村および岩手県遺族連合会の協力を得てこの事務を取り進め、昭和39年度末までに約85%を処理した。

この法律制定後、法律改正が再度行なわれ支給の範囲が拡大されているが法施行以来の年度別処理状況は次のとおりであり、また市町村別処理状況は別表第14のとおりである。

第3-21表 戦没者等の妻に対する特別給付金受付処理状況

年度別	受 付	処 理					合 計	未 処 理
		送 付	取 下	裁 定	却 下	計		
昭 38	5,698	128		3,000		3,000	3,128	2,570
昭 39	416	285	32	2,535		2,535	2,852	134
昭 40	101	11	26	134	3	137	174	61
昭 41	73	3	1	62		62	66	68
昭 42	47	3	22	55		55	80	35
昭 43	51	3	1	56	4	60	64	22
昭 44	47	8		41	1	42	50	19
昭 45	14	2		16		16	18	15
計	6,447	443	82	5,899	8	5,907	6,432	—

8 戦傷病者特別援護法

(昭和38年法律第168号)

(1) 制定の趣旨および経過

旧軍人軍属等の戦傷病者（傷い軍人）に対しては、戦前戦後を通じていろいろな法律によって援護が行なわれてきたが、昭和38年に至りこれらが整理統合され、旧軍人軍属であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行なうことを目的として施行された。

(2) 援護の内容

ア 療養の給付

一般健康保険の診療報酬と同じ

イ 療養手当の支給

月額 4,200円

ウ 葬祭費の支給

10,000円

エ 厚生医療の給付

厚生のため必要な医療（一般健康保険の診療報酬と同じ）

オ 補装具の支給修理

必要な補装具について厚生大臣が定めた価格の範囲内

カ 国立療養所への収容

収容費用の全額

キ 日本国有鉄道の鉄道および連絡船への乗車および乗船についての無賃扱い

障害の程度によって無賃乗車券引換証の交付枚数が異なる。

障害の程度別引換証交付枚数

戦傷病者の障害の程度	引換証の種別	枚 数	備 考
特別項症から第2項症まで	甲 種	12	甲種—介護者つき
第3項症から第4項症まで	乙 種	12	乙種—介護者なし
同上 介護者つき	甲 種	6	
第5項症から第1款症まで	乙 種	6	
第2款症から第5款症まで	乙 種	4	
第1目症及び第2目症	乙 種	2	

ク 戦傷病者手帳の交付

症状が第2目症以上のもの

(3) 処 理 状 況

最近4カ年間の年度別処理状況は次のとおりである。

第3-22表 療養の給付額

年 度	入 院		通 院		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和41年度	687 ^件	21,693,967 ^円	876 ^件	3,220,173 ^円	1,563 ^件	24,914,140 ^円
42	563	19,598,976	656	3,499,532	1,219	23,098,508
43	669	27,644,926	1,066	6,585,230	1,735	34,230,156
44	624	24,722,153	977	5,739,103	1,601	30,461,256

第3-23表 補装具の支給、修理件数および金額

年 度	交 付		修 理		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和41年度	88 ^件	1,275,710 ^円	62 ^件	326,118 ^円	150 ^件	1,601,828 ^円
42	97	1,410,105	58	396,147	155	1,806,252
43	71	1,125,610	60	344,628	131	1,470,238
44	89	1,350,185	56	388,706	145	1,738,891

第3-24表 無賃乗車（船）券引換証の交付

種 別	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	備 考
甲 種（介護者つき）	106 ^枚	114 ^枚	116 ^枚	130 ^枚	
乙 種（介護者なし）	1,284	1,425	1,448	1,579	
計	1,390	1,539	1,564	1,709	

エ 戦傷病者手帳の交付

公務傷病と認定され、障害の程度が第2目症以上のものにはその者の請求にもとづいて戦傷病者手帳が交付される。

第3-25表 障害別および症状等差別手帳交付状況 (昭和46年3月31日現在)

障害別	特 2 項 症	3~4 項 症	5~6 項 症	7 項 症	款 目	症 目	その他	計
視覚	15	20	107	5	6	3		156
聴覚		11	8	6	65	4		94
言語機能			3	2	12	3		20
し体不自由	14	151	133	77	670	137		1,182
中枢神経機能		2	17	6	36			61
その他	1	35	84	72	336	86	41	655
計	30	219	352	168	1,125	233	41	2,168

(4) 戦傷病者相談員

戦傷病者相談員は、昭和40年10月から戦傷病者の福祉の増進を図る目的をもって、厚生大臣が、民間人であって社会的信望があり、かつ戦傷病者の援護に熱意と知識をもっている者に委嘱したもので、本県には21名配置され戦傷病者の援護に活躍している。

なお、相談員の業務はそのとおりである。

ア 恩給法の傷病恩給に関すること。

イ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、障害一時金に関すること。

ウ 戦傷病者特別援護法による援護に関すること。

エ 身体障害者更生援護施設の利用に関すること。

オ 世帯更生資金貸付制度の利用に関すること。

カ 職業的更生に関すること。

キ その他

第3-26表 戦傷病者相談員活動状況

相談項目	昭和44年度	昭和45年度	備考
① 戦傷病者特別援護法に関すること。	手帳の交付	165 ^件	75 ^件
	療養の給付	45	45
	補装具の支給修理	15	14
	国鉄無賃乗車船券	1,800	520
	その他	120	74
② 恩給法等による各種恩給等の受給に関すること。	恩給法	277	153
	援護法	76	46
	その他	18	15
③ 身障法等による各種社会福祉制度の利用に関すること。	身障者厚生施設	13	9
	世帯厚生資金	14	22
	その他	13	4
④ 職業の斡旋等に関すること	6	19	
⑤ その他	8	2	
合計	件数 相談対象人員	2,570 2,487	998 949
相談の様態	自宅相談	2,061	813
	出張相談	509	185

9 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和41年法律第109号)

(1) 法律の趣旨

この法律は、恩給法に定める第5項症以上の程度の不具廃疾の状態にある戦傷病者の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、国として特別の慰藉を行なうため特別給付金を支給しようとするものである。

(2) 概要

この特別給付金は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより不具廃疾となったことを事由として、昭和38年4月1日において、もとの軍人、準軍人およびもとの陸海軍部内の公務員に係る増加恩給、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属、もしくは準軍属に係る障害年金、もとの陸海軍の雇傭人に係る旧令共済組合障害年金、または、もとの陸海軍に配置されていた雇傭人に係る郵政省共済組合、国鉄共済組合もしくは日本電信電話公社共済組合から支給される障害年金を受けていた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が恩給法の別表に定める特別項症から第5項症までに該当したものの妻（婚姻をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）に支給するものである。ただし昭和38年4月2日以後昭和41年4月1日前に当該戦傷病者等と離婚した者、戦傷病者が死亡した場合においてその死亡後同日までに婚姻した者、または、遺族以外の者の養子となった者には支給しない。

特別給付金の額は10万円とし10年以内に償還すべき無利子の記名国債をもって交付する。

特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者が死亡前に特別給付金を請求していなかったときは、死亡した者の相続人は自己の名で死亡した者の特別給付金を請求することができる。

本法制定後、昭和42年7月法律第58号をもって同法の改正が行なわれ、特別項症から第5項症までを、特別項症から第1款症までに（支給額10万円）、昭和44年7月法律第61号による改正にあっては第3款症までに（支給額5万円）、さらに昭和45年4月法律第27号による改正により第4款症までに（支給額5万円）支給範囲が拡大（不具廃疾の程度が第2款症および第4款症のもので一時金たる給付を受けた者を含む）され、それぞれ法律改正年の10月1日から施行された。

この法律により特別給付金を受ける権利は、3年間行なわれないときは時効によって消滅するものであり、裁定事務に関しては厚生大臣に属する権限を政令の定めるところにより、戦傷病者のうち軍人軍属にあっては退職当時における本籍地、準軍属にあってはその者がはじめて障害年金または障害一時金を請求した当時における居住地の都道府県知事が委任を受けその事務を行なうものである。

(3) 処理の状況

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法は、昭和41年7月1日法律第109号をもって公布施行され同年4月1日から適用されたものであるが、戦傷病者の不具廃疾の程度が昭和38年4月1日（基準日）において恩給法の別表に定める特別項症から第5項症までに該当し増加恩給、傷病年金、障害年金等を受けている者の妻に対し特別給付金が支給されることとなったものであり、法律制定当時にお

る本県対象予想数は450件と、昭和42年法律第58号による改正（支給範囲の拡大〔第5項症までを第1款症までに〕）の対象予想数を500件と、昭和44年法律第61号による改正（支給範囲の拡大〔第1款症までを第3款症までに〕）の対象予想数を500件と、昭和45年法律第27号による改正（支給範囲の拡大〔第3款症までを第4款症までに〕）の対象を300件とそれぞれ推定し、市町村および岩手県傷痍軍人会の協力を得てその事務促進につとめるとともに時効による失権防止のため保有資料により該当予定者名簿を作成し市町村に送付するほか広報等による周知につとめている。

法律施行以来の年次別処理状況は次のとおりであり市町村別処理状況は別表資料第5のとおりである。

第3-27表 戦傷病者等の妻に対する特別給付金受付処理状況

年度別	受 付	処 理					合 計	未 処 理
		送 付	取 下	裁 定				
				可 決	却 下	計		
昭 41	347	11		208		208	219	128
昭 42	362	30	4	282	5	287	321	169
昭 43	119	17	9	207	30	237	263	25
昭 44	365	27	1	302	32	334	362	28
昭 45	254	21	10	218	16	234	265	17
計	1,447	106	24	1,217	83	1,300	1,430	—

10 戦没者の叙位叙勲

(昭和39年1月閣議決定)

(1) 経 過

今次戦争において死没した軍人軍属に対する論功行賞は、戦後連合軍総司令部の意向により事務打切り（大東亜戦争行賞打切りに関する上奏昭和22年4月26日裁可）となった。

その後、昭和38年7月12日閣議において、〔昭和21年5月3日の閣議決定により停止した生存者に対する叙勲を開始する〕決定がなされ同日裁可を得て、生存者叙勲が開始された。この生存者叙勲開始の閣議決定についての説明のうちに旧軍人軍属に関する次の一項があった。

三、すでに叙勲の発令が行なわれたが、まだ勲記及び勲章が伝達されていない者（今次戦争の死没者を含む）並びに今次戦争の死没者であってまだ叙勲の発令が行なわれていないものについては今後調査の上処理するものとする。

これにより、事務打切り前に叙勲の発令が行なわれたが、勲記勲章未伝達者に対する勲記勲章の伝達および死没者叙勲再開の目度がついた。さらに昭和39年1月7日の閣議において〔今次の戦争に関する勤務に従事しこれに関連して死没した軍人軍属等に対し次の要領により叙位叙勲を行なうものとする。〕との決定がなされ、戦没者の叙位叙勲が開始されることになった。

戦没者叙勲開始の経緯は以上のとおりでありその理由については、同日の閣議決定において次のとおり述べている。

理 由

今次の戦争に関する勤務に従事しこれに関連して死没した軍人軍属に対する叙勲の状況をみると、

約33万8千人に対しては、勲章及び御沙汰書を授与したが、勲記を授与せず約68万6千に対しては、叙勲発令の内部手続を完了した旨の通知を行なったが、勲記及び勲章を授与しなかったのであって、いずれの場合にも叙勲の正式手続を完了していないのである。昭和38年7月12日の閣議決定により生存者叙勲を開始することとなった今日において、この事態をそのまま放置することは、国の命ずるところに従い生命を捧げた戦没者の霊に対して非礼であるのみならず、国の道義にもとることとなることにかんがみ、これらの者に対して叙勲を行なうこととするとともに、これらの者とその功績において差異のないその他の戦没者約100万人に対しても、叙勲を行なうことが適切であると認められる。

なお、右の戦没者のうち死没の時に叙位の資格を有すると認められるものに対しては、この際叙位を行なうことが適当であると認められる。

と述べており、また、戦没者の叙位および叙勲についての内閣総理大臣談話として、

戦没した旧軍人軍属に対する叙勲については昭和17年9月決定の内規に基づき、同年10月から叙勲事務が開始されたが、終戦に伴ない諸種の事情により昭和22年4月、事務半ばで打ち切られた。この間叙勲の内示のあった者は、戦没者200余万人のうち約100万人であり残りの100余万人に対しては、未だ叙勲がなされておらず、しかもこれら叙勲の内示のあった者に対しても勲記勲章は、ほとんど授与されていないのである。

昭和38年7月12日の閣議決定により生存者叙勲を開始することとなった今日、このまま放置することは戦没者の霊に対し非礼であるばかりでなく道義にもとることとなるので、この際早急に叙勲を行なうこととした。また、右の戦没者のうちで死没の時に叙位の資格があると認められるものに対しては、あわせて叙位を行なうことが適当である。よって本日戦没者の叙位および叙勲について閣議決定を行なった次第である。

なお、本件の実施に当っては迅速を旨とし、おおむね5カ年計画で事務を処理することとしたい。と述べている。

以上の経過により戦没者に対する叙位および叙勲が開始される運びとなった、叙位および叙勲すべき者の範囲は、昭和39年1月7日の閣議決定により定められているが、その細部については次のとおりである。

1 今次の戦争（昭和12年7月7日から昭和20年9月1日）に関する勤務に従事した軍人軍属で次に掲げる者のうち、在職中に死亡した者、または、退職後別に定める時期（現在昭和27年4月27日）までの間に死亡した者。ただし、昭和15年4月29日以前に、死亡に際して叙位叙勲された者を除く。

- (1) 今次戦争における公務傷病（援護法に定める公務傷病をいう。以下同じ）またはこれに準ずる事由により死亡した者
- (2) 終戦に引き続く特殊事態の間における公務傷病またはこれに準ずる事由により死亡した者

2 今次戦争に関する勤務に従事した軍人軍属以外の者で、前項各号に準ずる死亡者。ただし、昭和15年4月29日以前に、死亡に際して叙位叙勲された者を除く。

以上のとおりであるが、これらはおおむね、その遺族が戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護を受けるべき死亡者の大部分である。

(2) 発令状況

このような閣議決定により、戦没者の叙位および叙勲事務が再開されることになり、もとの陸軍または海軍の軍人軍属等に関する申達等の事務は厚生省および都道府県が担任することとなった。そして県においては、軍人軍属の身上資料および遺族の調査、叙位叙勲に関する申達ならびに位記勲記もしくは勲章の伝達事務の実施にあたった。

本県の該当予想件数は31,000件と見込まれ、その第1回発令は、昭和39年4月25日陸軍関係166人（全国10,177人）の叙勲発令がありその後毎月1回定期的に発令が行なわれており、昭和41年11月26日からは叙位もあわせて発令されている。昭和46年9月までに、叙勲90回叙位69回の発令が行なわれ、その数は叙勲のみ陸軍23,839人、海軍6,022人、叙位と叙勲陸軍703人、海軍240人、叙位のみ陸軍5人、計陸軍24,547人、海軍6,262人、合計30,809人の発令を終っている。

当初本件は事務開始にあたっての内閣総理大臣談話にもあるとおり、おおむね5カ年計画で事務処理を行なう予定であったが戦後20余年を経過しており、勲記勲章等を伝達すべき遺族の調査、戦没した軍人軍属の身上調査等に困難をきわめ処理期間を1年延長したがなお完全に事務は終了しておらず、今後もさらにつづけられる。

第1回発令以来の陸軍、海軍別の発令状況等は次のとおりである。

第3-28表 戦没者叙位および叙勲発令状況

発令回数		発令年月日	叙勲のみ		叙位と叙勲		叙位のみ		計	累計
叙勲	叙位		陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍		
1		昭39. 4.25	166						166	166
2		" . 5.30	95						95	261
3		" . 6.27	31	13					44	305
4		" . 7.29	87	21					108	413
5		" . 8.29	91	13					104	517
6		" . 9.26	185	1					186	703
7		" .10.31	53	54					107	810
8		" .11.28	100						100	910
9		" .12.26	160	48					208	1,118
10		昭40. 1.30	273	65					338	1,456
11		" . 2.27	114	36					150	1,606
12		" . 3.27	107	20					127	1,733
13		" . 4.23	102	27					129	1,862
14		" . 5.29	194	116					310	2,172
15		" . 6.26	48						48	2,220
16		" . 7.31		31					31	2,251
17		" . 8.28	115	50					165	2,416
18		" . 9.25	302	133					435	2,851
19		" .10.30	176	123					299	3,150
20		" .11.27	326	73					399	3,549
21		" .12.25	243						243	3,792
22		昭41. 1.29	497	118					615	4,407
23		" . 2.26	220	180					400	4,807
24		" . 3.26	104	123					227	5,034

発令回数		発令年月日	叙勲のみ		叙位と叙勲		叙位のみ		計	累計
叙勲	叙位		陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍		
25		昭41. 4.27	162	147					309	5,343
26		" . 5.28	333	304					637	5,980
27		" . 6.25	299	165					464	6,444
28		" . 7.30	162	132					294	6,738
29		" . 8.27	102	80					182	6,920
30		" . 9.30	294	59					353	7,273
31		" .10.29	273	92					365	7,638
32	1	" .11.26	485	270	33	10			798	8,436
33	2	" .12.28	93	27	17	20			157	8,593
34	3	昭42. 1.27	121	62	22	2			207	8,800
35	4	" . 2.25	126	13	11	9			159	8,959
			(6)							
36	5	" . 3.29	330	65	13	1			409	9,368
37	6	" . 4.26	303	16	17	9			345	9,713
38	7	" . 5.27	84	51	15	4			154	9,867
39	8	" . 6.28	1,179	131	20	1			1,331	11,198
40	9	" . 7.29	383	259	12	7	3		664	11,862
41	10	" . 8.26	321	369	11	8			709	12,571
42	11	" .10. 4	36	258	6	1			301	12,872
43	12	" .10.28	363	190	12	14			579	13,451
44	13	" .11.25	742	249	11	12			1,014	14,465
45	14	" .12.23	592	268	13	17			890	15,355
46	15	昭43. 1.27	904	179	16	17			1,116	16,471
47	16	" . 2.24	635	134	3	9			781	17,252
48	17	" . 3.30	798	86	2	5	1		892	18,144
49	18	" . 4.27	1,008	68		1			1,077	19,221
50	19	" . 5.29	902	135	1	1			1,039	20,260
51	20	" . 6.29	1,057	73	6	2			1,138	21,398
			(13)		(1)		(1)			
52	21	" . 7.27	1,054	40	3	2			1,099	22,497
53	22	" . 8.31	525	63					588	23,075
54	23	" . 9.28	204	83	4				291	23,376
55	24	" .10.26	285	13	34	6			338	23,714
56	25	" .11.30	772	31	72	12			887	24,601
57	26	" .12.25	555	85	57	1			698	25,299
58	27	昭44. 1.29	535	55	45	11			646	25,945
59	28	" . 2.26	218	5	19	3			245	26,190
60	29	" . 3.29	239	16	22	1			278	26,468
61	30	" . 4.30	289	10	18	9			326	26,794
62	31	" . 5.30	221	23	25	7			276	27,070
63	32	" . 6.28	94	22	19	3			138	27,208
64	33	" . 7.26	215	18	11	14			258	27,466
65	34	" . 8.30	275	79	5	5			364	27,830
66	35	" . 9.27	380	49	31	4			464	28,294
67	36	" .10.30	242	4	15	7			268	28,562
68	37	" .11.29	220	53	13	1			287	28,849
69	38	" .12.25	212	17	10				239	29,088
70	39	昭45. 1.31	161	37	7	1			206	29,294